



くらしのフレッシュ便

広島県生活センター

相談ファイル

自動車はクーリング・オフできないの？

《相談内容》

カー雑誌を見て店に行き、150万円の中古車が気に入った。現金で購入することとし注文書にサインして内金16万円を支払ったが、2日後、他の店でもっといい車が見つかったので、クーリング・オフしたい。
(50歳 女性)

《アドバイス》

自動車は高額商品であり、登録制度や保険、納税の手続きもあるので衝動買いが少ないとの理由からクーリング・オフの適用除外商品となっています。

しかし、通常の自動車売買取引では「申込」から「契約の成立」まで相当期間を要し、その期間は申込の撤回（キャンセル）が可能です。

契約の成立時期は、現金販売の場合では注文書を作成した時点、クレジット販売の場合では信販会社等が承諾した時点、自社割賦販売の場合では、自動車の登録がなされた日、注文により修理・改造・架装に着手した日、引き渡した日のいずれか早い日となっています。

契約成立以前だとキャンセルができ、申込金は返還してもらえますが、契約成立後は、キャンセルができないので、販売店との交渉になります。その場合はかなりの額の損害賠償請求を覚悟しなければならないでしょう。契約はよく考えて慎重にしたいものです。



情報ファイル

不要なダイレクトメールの断り方

入学や成人、家族の記念日などに必要のないダイレクトメールがたくさん届いて困ったことはありませんか。(社)日本ダイレクトメール協会と(社)日本通信販売協会に参加している事業者が発信するダイレクトメールについては、「メール・プレファランスサービス(MPS)」というサービスを利用して止めることができます。郵便はがきに「MPS制度を利用します」と書いて受取人である自分の住所・氏名(要ふりがな)電話番号を記入し、協会宛に送ります。

【MPS制度の申込先】

- (社)日本ダイレクト・メール協会MPS係
〒106-0041 東京都港区麻布台1-9-14 A・H-Iビル4階
- (社)日本通信販売協会MPS係
〒105-0011 東京都港区芝公園3-4-30 第32森ビル



MPS制度以外では、一般の郵便物や小包、宅配便などで行われている「受取拒否」の方法があります。郵便物で受け取りを拒否する場合は、「受取拒否」と記入し受取人が署名押印した紙を郵便物に貼り付けてポストに投かんします。小包や宅配便などは、配達された時に配達員に「受取拒否」と申し出れば対応してくれます。受け取ってしまったり開封すると返送は有料になりますので注意してください。

お 知 ら せ

生活情報サロン7月展示

—防ごう！家の中でのけがや事故—

あなたの家の中は安全ですか？気をつけて見回してみると、意外なところに危険が潜んでいたりします。お年寄りも赤ちゃんも、家族みんなが安心して暮らすために、安全な商品を選ぶとともに、ちょっとした注意や工夫で、先手を打って、家庭内でのけがや事故を防ぎましょう。

高校生・大学生のみなさんへ

生活センターには、商品や契約に関する「消費者として知っておきたい情報」が豊富にあります。悪質商法・クレジットカードなどの情報をパンフレットで集める、ビデオを視聴する、インターネットで調べる、悪質商法対策ゲームで学ぶなど…
夏休みの課題研究に気軽に利用してください。

消費者啓発講座

月 日	場 所	テ ー マ	対象者	講 師
7月 5日(木)	府中市 クルトピア明郷	だまされないで悪質商法	高齢者	元生活センター 消費生活相談員 立花 清治
7月 5日(木)	広島市 ワークピア広島	消費者契約法と消費者トラブルの未然防止	高齢者	センター職員
7月 18日(水)	吉舎町 中央公民館	だまされないで悪質商法	高齢者	センター職員
7月 23日(月)	熊野町 西公民館	だまされないで悪質商法	高齢者	センター職員
7月 25日(水)	神辺町 中条公民館	高齢者をねらう悪質商法	高齢者	センター職員
7月 27日(金)	河内町 ふれあい交流館	悪質商法による被害を未然に防ぐために～高齢者がねらわれています～	高齢者	センター職員
7月 28日(土)	御調町 ふれあいの里	最近の消費者問題と被害の未然防止について	高齢者	センター職員

広島県ホームページ

消費生活に関する相談事例や解決策、消費生活上の豆知識などをわかりやすく説明しています。
<http://www.pref.hiroshima.jp/kenmin/seibun/info/top.htm>

— 消費生活に関するご相談・お問い合わせは —

呉地域県民相談室	呉市西中央 1-3-25 広島県呉地域事務所	TEL 0823-22-5400
芸北地域県民相談室	広島市安佐北区可部 4-12-1 芸北地域事務所	TEL 082-814-3181
東広島地域県民相談室	東広島市西条昭和町 13-10 東広島地域事務所	TEL 0824-22-6911
尾三地域県民相談室	尾道市古浜町 26-12 尾三地域事務所	TEL 0848-25-2011
福山地域県民相談室	福山市三吉町 1-1-1 福山地域事務所	TEL 0849-31-5522
備北地域県民相談室	三次市十日市東 4-6-1 備北地域事務所	TEL 0824-62-5522
広島県環境生活部管理総室消費生活室(広島県生活センター)		TEL 082-240-5522

〒730-0036 広島市中区袋町3-17 シンヨービル 6階
相談時間(月～金) 9:00～16:00(12:00～13:00は休み)